

【全数調査】高額な医療サービスを受けている在留外国人について

全数調査の手法と結果(平成29年3月実施)

○ 全市町村を対象に、以下の ①～⑤の条件に該当する**レセプトの洗い出し(全数調査)を実施**

- 【条件】
- ① 平成27年11月から平成28年10月までの間の診療分のもの(1年間分)
 - ② 80万円以上のもの(医科、DPC、調剤)
 - ③ 資格取得日から6カ月以内に診療を受けているもの

パターンA

- ④ ハーボニー配合錠、ソバルディ錠、オプジーボ(ニボルマブ)の処方があるもの
- ⑤ 外国人

【結果】 → 該当者 **計7名**

※ 個別に外国人の活動内容や、受診内容等について聞き取り調査を行ったところ、

4名は、不正な在留資格による給付であるとは言い難い。
(聞き取り時においても国民健康保険の加入者であり、在留資格も問題ない)

2名は、不正な在留資格による給付である可能性が残る。
(在留資格が「経営・管理」であるにも関わらず、少額の給与所得申告がある)

残りの**1名は、既に出国しており、詳細について確認がとれなかった。**

パターンB

- ④ ハーボニー配合錠、ソバルディ錠、オプジーボ(ニボルマブ)処方以外のもの
- ⑤ 入国により資格取得し、出国により資格喪失した外国人

【結果】 → 該当者 **計12名**

※ 個別に外国人の活動内容や、受診内容等について聞き取り調査を行ったところ、

8名は、不正な在留資格による給付であるとは言い難い。
(骨折や傷害等、在留期間中に医療を受ける原因となる傷病を有した者である)

残りの**4名は、既に出国しており、詳細について確認がとれなかった。**